

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和 8 年度第 1 回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会
日 時	令和 8 年 8 月 4 日（火） 14：30～16：30
場 所	芦屋市役所分庁舎 2 階大会議室
出 席 者	委 員 長 竹端 寛 委 員 池本 秀康、穴瀬 好、鈴木 珠子、鈴木 敦子、福島 健太 楠本 慶子、松下 晶子、小野 りか、山田 弥生 欠席委員 長城 紀道、松本 明宏 委員以外 芦屋市権利擁護支援センター 谷 仁、森岡 秀昭
事 務 局	芦屋市地域福祉課 吉川 里香、亀岡 菜奈、知北 早希、服部 乃理枝
会議の公開	公開
傍 聴 者 数	0 人（公開又は一部公開の場合に記入すること。）

1 会議次第

(1) 開 会

【委員会の成立について】

開始時点で委員 12 名中 10 名の出席を確認

(2) 委員委嘱

(3) 委員及び事務局の紹介

(4) 委員長、副委員長の選出

(5) 議 事

ア 協 議

(ア) 地域福祉計画（成年後見制度促進計画）について

a 現行計画におけるこれまでの取組・評価について

b 現在策定中の次期計画について

(イ) 令和 8 年度第 1 回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告

イ 報 告

(ア) 権利擁護をはじめとした相談支援における研修検討プロジェクトについて

(イ) 終活相談支援事業について

(ウ) 令和 7 年度第 2 回委員会での協議に関する報告

ウ その他

(6) 閉 会

2 提出資料

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 第 1 回議事次第、設置要綱、委員名簿

事前資料 1	地域福祉計画（成年後見制度利用促進計画）に基づいた取組状況について
事前資料 2（1～3）	地域福祉計画・障がい福祉計画・すこやか長寿プラン 2 1（抜粋）
事前資料 3－1	令和 7 年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告
事前資料 3－2	別紙令和 7 年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告
事前資料 3－3	芦屋市権利擁護支援センター事業実施状況、成果と課題
事前資料 3－4	令和 8 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画
事前資料 4－1	相談支援において必要とされる知識と研修
事前資料 4－2	各機関等が実施予定の研修について
事前資料 5	終活相談事業（予算概要）
当日資料 1	（仮称）芦屋市総合福祉計画骨子概要
当日資料 2	令和 8 年度第 1 回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会会議録

3 審議内容

（事務局 吉川）

ただいまより令和 8 年度第 1 回権利擁護支援システム推進委員会を開催いたします。委員委嘱に移ります。委員の皆様には、市長からの委嘱状及び任命書を机上に配付しております。それをもちまして交付に代えさせていただきます。

なお、任期は令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなっております。2 年間どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、委員長、副委員長の選出に移ります。要綱第 5 条の定めにより、委員会に委員長及び副委員長を置くこととなっております。委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名するとなっております。

委員長につきまして、どなたか立候補、またはご推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

（松下委員）

学識経験者で権利擁護の分野に造詣が深く、これまでも委員長を務められた竹端委員に委員長をお願いしたいと思います。

（事務局 吉川）

ただいま松下委員より竹端委員のご推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。異議がないため、委員長は竹端委員が選任されました。副委員長を竹端委員長より指名していただきたいと思います。

（竹端委員長）

福島委員をお願いしたいと思います。

（事務局 吉川）

副委員長の指名について異議はございませんか。異議がないため、副委員長は福島委員が選任されました。

それでは、改めまして委員長、副委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。

(竹端委員長)

今年度から委員会の形式を変更し、事前に動画を視聴いただいた上で、当日はグループワークを中心に議論を深める形としました。委員の皆さんの意見をできる限り多く吸い上げ、芦屋市の権利擁護システムの底上げを図りたいと考えています。引き続きよろしくお願いいたします。

(福島副委員長)

西宮で権利擁護に長く関わってきた経験を活かしつつ、NPO法人PASネットおよび弁護士会の立場からも貢献できればと思っています。皆さんからも積極的にご意見をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

(竹端委員長)

本日は議題ごとにグループワークを行い、ご意見を共有する形で進めます。

ア 協 議

(ア) 地域福祉計画（成年後見制度促進計画）について

a 現行計画におけるこれまでの取組・評価について

【事前動画による説明】

(事務局 知北)

事前資料 1－1 および 2－1 から 2－3 をご参照ください。

事前資料 2－1 から 2－3 は、現行の芦屋市地域福祉計画、障がい福祉計画、すこやか長寿プラン 2 1 の権利擁護にかかる箇所を抜粋したものです。なお、芦屋市地域福祉計画については、成年後見制度利用促進計画を包含する形で策定しています。これらの計画に沿って取り組んできた結果が事前資料 1－2 に示すとおりであり、当日はこの取組の評価や課題についてご意見をいただきたいと思いますと考えております。

課題 1 は、権利擁護支援センターを中核機関とした地域連携ネットワークの構築についてです。推進方針①、②に基づき、孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブックの作成に取り組みました。これは、市内の病院で身寄りのない方が緊急搬送され支援につながるケースが増加したことを受け、市内病院へのアンケートを実施し、必要な取組を検討するプロジェクトチームを発足させたことから始まったものです。また、権利擁護をはじめとした相談支援における研修の検討を令和 6 年度から開始し、芦屋市の相談支援に携わる方の研修の在り方を示しました。令和 8 年 8 月には、市内の居宅介護支援事業所および障がい者相談支援事業所向けに研修内容を文書で発出し、計画的な人材育成に取り組んでいただけるよう依頼したところです。事務局の評価としては資料記載のとおりであり、今後も支援者の資質向上および地域住民の権利擁護意識の醸成に継続して取り組む必要があると考えています。

課題 2 は、虐待やDVの防止、早期発見・早期支援の体制整備についてです。推進方針に基づく取組として、まず地域住民向け虐待防止研修のパッケージ化を行いました。希望があればいつでも、誰でも統一した内容の研修が実施できるよう研修資料を

パッケージとして作成し、広く研修を行える体制を整備しました。また、関わりが困難な対象者へのアプローチについて、これまで担当者の知識・経験に頼っていた部分をチェックシート化し、経験値に依存せず必要な対応が取れるよう整備しました。さらに、必要に応じて虐待対応マニュアルの改定を行うとともに、ケース対応の中で家賃滞納者への支援が重なる事例が見られたことから、そこに焦点を当てた研修も実施してきました。事務局の評価としては、虐待対応や介入拒否など困難事例への対応力向上のため、マニュアルの改定・チェックシートの作成・研修等をその都度実施してきたところです。支援が途切れないよう、マニュアルや運用状況等の仕組みを定期的に確認する必要があることから、今後も必要なタイミングや国の動向を踏まえながらマニュアルの改定を行っていく考えです。

課題3は、権利擁護支援ニーズに対応する制度・相談窓口の周知啓発および成年後見制度等の支援推進についてです。これまでの取組として、まず成年後見制度利用にかかる送付先変更の一括受付を開始し、後見人就任時の手続きを一本化することで後見人の負担軽減を図りました。また、意思決定支援にかかる研修の実施や、専門後見人と支援者の連携促進に向けた意見交換会を実施してきました。さらに、終活相談の窓口として令和8年10月から権利擁護支援センターの機能を拡充するよう体制を整備してきました。事務局の評価としては、次期計画策定に向けた調査において成年後見制度の認知率が低く周知が不十分であることが課題として確認されており、引き続き法改正も踏まえた周知啓発が必要と考えています。また、変化する権利擁護支援ニーズに対応するため、時勢に応じた政策展開が求められていることから、関係機関とともに今後も継続して取り組んでいく考えです。

(事務局 知北)

事前動画でご説明した内容を踏まえ、分からなかった点や深めたい点、事務局評価へのコメント、今後の課題につながるご意見をいただければと思います。

【グループワークの報告】

(グループB 鈴木 敦子委員)

今回初めて参加した委員が多く、事前説明も難しかったという意見がありました。また専門職がいるグループでもありましたので、現場で感じている実際の体感を共有するところからスタートしました。

成年後見制度の申立てについては、ここ2、3年で市長申立てのケースが増えている印象があります。家族がいても関与を拒むケースや親族にも支援が必要なケースもありますし、8050問題においては、50代の方は孤立、80代の方は意思決定の経験が少なく、専門職が選択肢を提示しても決断できない方が増えている、との印象も共有されました。そもそも、家族関係が疎遠、希薄になってきている印象を受けるとの意見もでました。その中で、支援が途切れる要因として、本人による支援拒否のほか、芦屋特有かもしれませんが、親族は金銭的に余裕があるけれども本人は生活保護を受給されているといったこともあります。支援者に見れば何が起きているんだろう

と感じる事態があっても、親族が法的専門職を介して関与していて法的には問題ないような対応をされていると、支援者からすれば本人の権利擁護の観点から疑問がわいたとしても、介入できないケースがあるというお話もありました。

研修については、専門性の高い個別職種向けの研修が多い一方、民生委員の任期が3年であるため、学びを積み上げていくことの難しさがあるとの意見も出されました。
(グループA 松下委員)

事前動画の形式については、自分のペースで見直せる点が特によかったとのこと意見が多く、おおむね好評でした。

成年後見制度の認知率がいまだ低い原因として、費用負担や手続きの複雑さにより申請が途中で立ち消えになるケースが挙げられました。市長申立てケースの増加も確認されており、施策方針①から④が相互に連動しており、一体的な課題解決が必要との認識が共有されました。

(竹端委員長)

現行計画におけるこれまでの評価と取組について協議いただきましたが、これを踏まえて、今後どう変えていくのかというのが、現在策定中の次期計画ですので、このまま続けて説明いただきたいと思います。

b 現在策定中の次期計画について

(事務局 亀岡)

当日資料1をご覧ください。今年度は地域福祉・障がい福祉・高齢福祉の各分野の次期計画を策定する年度にあたっており、次の計画からこの3分野を統合した一つの計画として策定する予定です。

今からは、なぜ統合するのか、といった背景、当日資料1の青色部分や、どう進めていくのかといった策定の方針、当日資料1の赤色部分、またそのためにどういうところを目指して、どのようなことに取り組んでいくのか、といったことを施策、当日資料1の緑色の部分にまとめた資料をもとに、少し権利擁護にフォーカスした形で、ご説明させていただきます。

まず1つ目の「背景」については、以前より言われてきてはいますが、少子高齢化や核家族化のように、世帯の縮小が進んできています。その中で「地域のつながりが薄くなってきた」「孤立を感じている」といった声が多く聞かれるようになってきていますし、身寄りのない方が増えたことで、これまでは「家族の誰かが担う」ことで何とかなっていた部分も支えきれなくなって、新たな課題として議論されるようになっていきます。また、8050問題やヤングケアラーのように、ひとつの世帯が抱える困りごとが複雑に絡み合うケースも増えてきています。

こうした課題に対応していくためにも、これまでの「高齢」「障がい」「子ども」といった特定の分野ごとの支援だけでは難しいのが現状で、特に権利擁護の部分は、年齢や障がいの有無に関係なく、分野を横断して共通して取り組むべきテーマであり、

このほかにも社会参加や地域づくりなど、分野横断的に展開していく必要のあるテーマも増えてきています。

そこで「策定方針」の部分につながりますが、これまでも、芦屋市では重層的支援体制整備事業、様々な機関が支援の層を重ねて、相談支援や社会参加支援、地域づくりに向けた支援などに取り組む体制を作っていく、といった事業をはじめ、各分野で連携しながら支援を進めてきたところでもあります。今回、「地域福祉」「障がい福祉」「高齢福祉」に関する計画を一つに統合することで、芦屋市全体として目指す福祉の方向性を明確にし、分野の垣根を越えて連携を深めていきたいと考えております。そのためにも、策定方針の中の統合の戦略のところに記載しておりますとおり、権利擁護や社会参加、地域づくりといった共通の取組や課題への対応を一体的に進めたり、各分野が持つ強みやそれぞれが課題だと感じていることも大切にしながら、連携して推進していければと考えております。

では実際にどのような施策を進めていくのか、を記載しているのが緑色の施策部分です。上に基本理念の案として、つながる地域、ひろがる安心、かなえる自分らしさ、を置いて、その下に施策体系として3分野が連携しながら進めていく目標を6つ、それに紐づく施策を横に記載しています。

権利擁護にフォーカスすると、どの目標にも関係はしてきますが、特だししているものとして、目標の一つ目に「権利擁護の推進」を掲げています。施策としては3つ、意思決定支援のこと、センターの機能強化、虐待の未然防止と対応を挙げています。

具体的には、特に取り組む内容として記載していますが、権利擁護支援を必要とする人の早期把握や必要な支援につながるよう、ネットワークの強化を図る、といったことや、成年後見制度の法改正によって、終われる後見ともいわれていますが、後見の利用終了後においても本人の権利擁護支援が途切れないように、地域での生活を支える体制をどうしていくか、また依然としてなくなるらない虐待といった権利侵害について、未然防止や早期発見、対応などについて、取り組んでいきたいと考えております。

こういった施策に加えて、さらに重点的に取り組む「コア・プロジェクト」を設定して取り組んでいきます。権利擁護では、「権利擁護支援プロジェクト」で、身近な権利擁護の周知と、意思決定支援とエンパワメントの視点の周知に取り組む予定です。

具体的な部分までは詰められていませんが、取組内容としては大きく2つあり、1つ目は市民向けの周知として、「権利擁護」という言葉はなじみが薄く、そもそも権利擁護とは何かというところ、特に身近なところに権利擁護があるということを広く伝えることを取組の一つとし、2つ目は主に支援者向けに意思決定支援とエンパワメントの視点の周知について展開していくことを考えています。

コア・プロジェクトに取り組むことで、各施策への波及や相乗効果を狙い、分野を横断したチームで、進めていきたいと考えています。

計画についての説明は以上です。まだ骨子の案段階で、これから素案を作成していくことになりますので、色々と変更になる可能性はありますが、方向性などをご確認いただき、それぞれのお立場で感じている権利擁護の課題や、取り組んだほうがいい

こと、計画に記載したほうがいいことなどについて、ご意見いただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【グループワークの報告】

(グループA 松下委員)

お金の管理について、成年後見制度も福祉サービス利用援助事業も拒否する方に対し、ヘルパーやケアマネジャーが本来行うべきでない金銭管理を担わざるを得ない現実があるので、そこを何とかしていきたいという意見がありました。

また支援者の善意や気持ちが優先することで、本人の権利侵害につながることもあるので、支援者向け研修の充実と、深刻化する前に行政や仕組みで何とかならないかといった話も出ました。

意思決定の部分では、本人が「まだ大丈夫」と言ったり、家族も「まだ大丈夫」と思っているけれども、支援者からみたら支援が必要だと思う人への意思決定、完全に意思決定ができないわけではない人への限定的な意思決定支援が難しく、本人への意思決定支援だけでなく、家族に対しても「本人の意思決定が大切である」ことを伝える啓発の必要性についてもお話が出ました。

(グループB 鈴木 敦子委員)

「権利擁護支援」という言葉の難しさが話題となり、言葉の定義を理解することよりも、具体的にどのような取組をしたらいいか、こういうときはここに連絡したらいい、といった具体的な行動や行為を理解してもらうことが重要であるとのご意見が出ました。また、虐待通報について、専門職でも市民の方も同じかもしれませんが、「間違っていたらどうしよう」という心理的ハードルを下げるのが、権利擁護支援とは、を理解することよりも、もっと重要かもしれないとの議論がありました。

次に、意思決定支援・エンパワメントの視点に話に移り、そもそも意思決定支援とエンパワメントは難しいけれど、権利擁護のもっと本質的なところは、困っている人を助ける、虐待されている人を守る、といった視点だけではなく、本人がSOSを出したいと思ったときに、それができるように、どう支えていけるのか、また言いたくないという決断も支えたり、そういう意思決定を支えたり手伝うことが権利擁護だ、という話をしました。

最後に、専門職の育成のところでは、専門性の継続的な向上についての話にもなりました。

(イ) 令和8年度第1回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告

【事前動画による説明】

(権利擁護支援センター 谷)

当センターの令和7年度活動状況報告と令和8年度事業計画について説明します。

当センターでは、法律職と福祉職の共同型の専門相談を実施しており、令和7年度

の専門相談件数は6年度より減少し、5年度とほぼ同水準となりました。成年後見制度に関する相談件数の減少に連動する形で、全体の件数が減少しています。一般相談では、身寄りのいない高齢者からの身元保証や死後事務に関する相談が増加しており、今年度から「死後事務」を独立した集計項目として追加しました。また、成年後見制度の改正や社会福祉法・相談支援事業の改正に関する問い合わせも増えている状況です。

虐待対応については、令和7年度に高齢者虐待の通報件数が急増し、養護者による虐待が97件、施設による虐待が12件と、いずれも過去最多となりました。虐待認定率もこれまでの約2倍に上昇しました。認定率上昇の要因の一つとして、ケアマネジャーからの通報割合が大幅に増加したことが挙げられます。ケアマネジャーからの通報は虐待ありと認定されるケースが多く、これが認定率の上昇につながったと考えています。

権利擁護支援者養成研修は、令和7年度に15名が受講し、一般市民12名全員が修了しました。修了者のうち11名が人材バンクに登録され、現在の登録者数は56名となっています。

令和8年度の事業計画についてです。身寄りのいない高齢者からの相談増加を踏まえ、令和8年10月から終活相談事業を実施します。これまでも終活に関する相談はありましたが、改めて事業として位置づけます。あわせて、終活に関する広報・周知活動と研修の実施も予定しています。

また、令和7年度に急増した施設による身体的虐待への対応として、虐待対応従事者向け研修のテーマを「施設問題」として実施する予定です。施設虐待の増加を受け、養介護施設従事者向けの虐待防止研修も実施いたします。

成年後見制度および社会福祉法の改正については、施行に向けてセンター内での勉強会やスキルアップに取り組むとともに、身元保証・死後事務等に関する全国取り組み状況の調査も継続してまいります。

(権利擁護支援センター 谷)

運営委員会の中でのご意見や質疑応答の内容は当日資料2に記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

数字として資料に記載のないものをご説明しますと、養護者による高齢者虐待の累計内訳は身体的虐待が最多で32件となっています。また、委員から成年後見制度改正に関する質問も多くあり、注目度が高いことがうかがえます。

先ほどの議論の中でも金銭管理について出ていましたが、今後、成年後見終了後の金銭管理をどうしていくのか、といったことについても課題になってきますので、芦屋市においてどのような仕組みや体制を作っていくか、その足がかりの一つとして、今年10月から終活相談事業をスタートします。これまでも権利擁護支援センターでは終活に関する相談も受けてはいましたが、改めて事業化し、そこを踏まえて今後どのように展開していくか、議論していくことになると考えています。

【グループワークの報告】

(グループA 松下委員)

報告にあった施錠による虐待認定件数が増加した背景として、ケアマネジャー向けの研修で、施錠は虐待にあたるという認識が広まり、通報件数が増加したと考えられるとのお話がありました。施錠が虐待である、という認識がこれまでなかったのが、研修を受けたことでこれは虐待である、という支援者のスキルアップとは言えないかもしれませんが、認識が変わったことによる通報によって虐待の早期発見につながっているということを話し合いました。

(グループB 鈴木 敦子委員)

新しい成年後見制度について、専門職として説明や質問を受ける機会が増えているため、正確な知識を得るためのツールなどがあるといい、という意見があった一方で、令和10年度の後半から始まるものなので、専門職が正しくその知識を得られるのはおそらく制度がスタートしてからではないかという意見もありました。

虐待において警察通報件数が多い点も話題にあがり、本人がSOSを出してくれているので、専門職としては支援の介入がしやすい、といった話も共有できました。

研修の話にも広がり、そもそも専門職がここ数年少なくなってきていて、どう専門性を高めていくのか、また民生委員さんも3年任期で、任期が終わるとやめてしまう方が多い中で、どう専門性を積みあげていくのか、研修だけの問題なのか、色々な課題を含んでいる、というところで、結論が出ず終わりました。

(竹端委員長)

今回グループワークをやってわかりましたが、全くグループごとに違う話をしています。小グループだからこそ出たい意見だと思います。事務局にまたまとめていただきますが、こういう多様な意見がでるのはとてもいいと思いました。

イ 報 告

(ア) 権利擁護をはじめとした相談支援における研修検討プロジェクトについて

(事務局 知北)

事前資料4-1および4-2に基づきご報告いたします。

資料4-1は、芦屋市の相談支援に携わる方の研修の在り方を示した図です。令和6年度下半期から令和7年度にかけて、ヒアリングやプロジェクトチームでの検討を重ね、相談支援に携わる方がどのような研修をどのように受け、知識や視点を養うことが必要かを検討してまいりました。資料に記載の内容を各時期に身につけるだけでなく、参加した研修では、他機関の役割や職員を知ること、連携が深まり、さらには育ち合う仕組みが必要だと考えています。ここまでは令和7年度のこの本委員会でも報告をしたところですが、その後の取組について、本日はご報告いたします。

資料4-2をご覧ください。これは令和7年度までの検討結果に該当する研修を一覧にしたものです。研修は、これまで自機関、例えば高齢であれば、高齢者の相談窓

口への案内にとどまっていたものを、今年度は研修の参加対象者を広げて広く案内し、様々な相談職が研修を受けられるよう、各機関が取り組んでいるところです。7月の上旬には、市内の居宅介護支援事業所や障がい者相談支援事業所向けにも文書を発出しまして、研修計画への積極的な反映や活用について依頼するとともに、それぞれの機関が開催する研修の対象を拡大していただけるよう、ご協力をお願いもしたところです。委員の皆様におかれましても、所属する機関等に持ち帰っていただき、必要な研修を必要なタイミングで受けていただけるよう、お声がけいただけますと幸いです。

(イ) 終活相談支援事業について

(事務局 知北)

事前資料5をご覧ください。今年度10月から権利擁護支援センターの機能を拡充し、終活相談の窓口として相談をお受けいたします。これは先ほど谷センター長からもお話があったところですが、これまでも権利擁護支援センターでは、相続など終活にまつわる相談を受けており、今後一層、終活相談窓口としての機能を高め、必要な支援を行ってまいります。

具体的には、主な事業内容として書いてありますが、終活に関する個別相談を受ける中で、状況に合わせた制度や関係機関の紹介や、市民向け講座の実施、支援ネットワークの形成などを想定しています。終活の相談を通して、市民の方が必要な備えを行うことや、支援者などにつながることで、安心して暮らし続けていただくことができると考えています。

(ウ) 令和7年度第2回委員会での協議に関する報告

(事務局 知北)

前回委員会でいただいたご指摘事項について、3点ご報告いたします。

1点目は、虐待対応における個別ケース会議で、次の会議日程が決まっていないことへのご指摘についてです。虐待対応では、まず、虐待の認定に必要な情報は何かなどを話し合う、情報共有ミーティングという会議を開催し、その後、虐待の有無を判断するコアメンバー会議を開催しています。コアメンバー会議で虐待ありと認定された場合は、終結するまでの間、定期的に、個別ケース会議を開催し、計画や対応の見直しを繰り返し行っているところです。その個別ケース会議の次回日程が決まっていないケースがあることについて、前回、ご意見をいただきました。現在、個別ケース会議の開催時には、時間や会議日程を決めることを徹底しており、次の評価時期が未定なことはないように取り組んでいます。ただ、今年度に入って、この情報共有ミーティングの場で、虐待認定の判断をするコアメンバー会議の開催時期を詳細に決めていないケースがあったということも認識しております。会議については、次期、例えば8月初旬というように決めるのではなく、会議日時を決め、その日までに情報

収集等を行うように努めること。また、情報収集ができない場合においても、なぜできないのか、また、今ある情報だけでは判断できないのかなどを含めて話し合うことを目的に、予定している日時で会議の場を持つことを徹底するように、いま一度、周知しているところでございます。

2点目は、昨年度改訂した養介護施設従事者虐待対応マニュアルのホームページの掲載について、ご意見をいただいております。その後、掲載の準備を進め、本日、記載例を除いたマニュアルをホームページに掲載しましたので、ご確認ください。

（権利擁護支援センター 谷）

3点目は、身体的虐待に該当する身体拘束への対応についてです。前回の会議でご報告したとおり、事前資料3-1の2ページ目に、高齢者虐待、障がい者虐待の通報件数や表が記載されておりますが、その中の養護者による高齢者虐待の通報件数、全97件のうち9件が、いわゆる施設ケースのものでした。これは例年と比べると、かなり件数が多く、その上で、今年度何か取組が必要ではないかというご意見をいただき、事前資料の3-4権利擁護支援センターの事業計画の1-7に記載の虐待対応従事者研修を実施予定です。これは毎年、虐待対応機関や支援に関わるケアマネジャー、障がい相談支援員にもお声がけして、実施している研修ですが、このテーマを、今回、施設問題に設定して、8月25日に行う予定です。今、申込み期間ですが、例年と比較して、格段にケアマネジャーからの申込みが多いです。皆さん、現場でそういう意識を持たれているのかなという印象です。

（竹端委員長）

最後の報告の部分については、資料がなくわかりにくかったので、次回から箇条書きでもいいので、資料の作成をご検討いただくように、お願いします。

それでは最後に、福島副委員長より本日のまとめをお願いします。

（福島副委員長）

本日は特に（仮）総合福祉計画の部分の議論を色々できたかと思いますが、マクロの視点できちんと捉えて、さらに具体的などころまで考えられているので、非常にいいと思います。芦屋の権利擁護システムのいいところは、計画を立てて、実際に実現してきているというところで、特に先ほどから出ている福祉人材の研修分も、本当に進めてきているので、素晴らしいなと思います。今日はまた違う取組でグループワークをして、様々な議論が出ましたので、さらにこの意見を踏まえて、実現に向けて動いていかれると思いますので、期待しています。

1点、今後、また考えていけないといけないのは、皆さんからも出ていましたが、新しい成年後見制度で、しかも終われるようにしましょうと。あくまで、これは仕組みとして終われるようにしたということなので、実際に終われるかどうかは、各地域での新しい仕組みができていくことによって変わってきます。ご承知の方もおられるかと思いますが、その受皿の1つとして、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業があるわけですが、そこには国は予算をつけるけれども、新しく民間の事業者がやる場合には予算をつけない方針です。そうすると、結局、主にやれるのは、社会福祉協議会

だけとなり、多くのケースが恐らく終われないことになるので、実際に終わっていきえるようにするためには、芦屋市の中で、新しい事業も考えていかなければいけない。先ほど、お話があったように、実際には令和10年度の後半からのスタートにはなりますが、そろそろ考えていかないといけないことだと思いますので、ぜひこの委員会で議論をして、実現していただきたいと思います。

（竹端委員長）

ありがとうございました。以上で、本日の権利擁護支援システム推進委員会を終えたいと思います。

（事務局 吉川）

ありがとうございました。本日は、今までにない形で試みたところですが、様々なご意見をいただけたのではないかなと思っております。次回の委員会は、2月9日火曜日の午後2時半からです。会場は追ってご連絡させていただきますが、ご予定のほど、よろしくお願いいたします。

閉会